

## 2023 恵那市プレミアム付電子商品券事業業務委託仕様書

### 1. 委託業務名称

2023 恵那市プレミアム付電子商品券事業業務委託

### 2. 事業の目的

恵那市プレミアム付電子商品券（以下「電子商品券」という。）の発行により、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により落ち込んだ市内消費の喚起、事業者のデジタル技術を活用したキャッシュレス決済の普及及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

#### (1) 用語の定義

電子商品券：恵那市内在住・在勤者（本人のみ）を購入対象とした加盟店で利用可能な電子商品券

加盟店：本事業において、電子商品券を利用した支払いを可能とする市内店舗

利用者：本事業における電子商品券を利用する市民と在勤者の総称

恵那市商品券事業実行委員会：本事業の実施主体（以下「実行委員会」という。）

受託者：本事業において、実行委員会から電子商品券にかかるシステム開発・運用等の業務を受託した事業者をいう。

#### (2) 本事業の受託者

本事業の受託者は、契約締結後、速やかに本業務の統括責任者を選任するほか、本事業の実施体制を事前に実行委員会に報告すること。

統括責任者は、実行委員会と緊密に連絡・調整を図るとともに、それぞれの受託業務の処理に必要な人員を十分に確保するなど、トラブル等が生じた場合においても迅速に対応ができる体制を構築すること。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### 4. 発行する電子商品券の概要

#### (1) 商品券の内容

名称	2023 恵那市プレミアム付電子商品券
発行総額	2億6,000万円
プレミアム総額	6,000万円
発行冊数（セット数）	20,000セット
販売額	1セットあたり10,000円
プレミアム率	30%
1人あたり購入限度	2セットまで
内訳	大型店及び一般店で利用可能な共通券（以下「赤券」という。）5,000円 一般店のみで利用可能な限定券（以下「青券」という。）8,000円

販売方法	アプリ又は専用ウェブサイトで申込受付後、販売
販売対象者	恵那市民または市内在勤者
加盟店舗数	400 店舗
加盟店募集期間	令和5年5月1日～令和5年5月23日
利用者購入申込期間	令和5年7月3日～令和5年7月25日
利用者購入期間	令和5年7月26日～11月30日
電子商品券利用期間	令和5年8月1日～令和6年1月31日

(2) 電子商品券及び紙商品券の利用対象にならないもの

- ①商品券を単に現金化すること及びこれに類する行為
- ②換金性の高いもの（ビール券、図書券、切手、印紙等）や定価制（たばこ等）の商品
- ③国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い
- ④事業資金（業者間取引）としての支払い
- ⑤商品券を担保に供し、または質入れすること
- ⑥その他、実行委員会及び取扱加盟店等が特に指定するもの

(3) その他の留意事項

- ①加盟店で利用期間内に限り利用可能。
- ②購入後の返金はできない。
- ③現金との引き換えはしない。
- ④釣銭は支払わない。
- ⑤盗難、破損、滅失又は偽造、模造等に対して実行委員会には責を負わない。
- ⑥加盟店において、利用対象外となる商品については、予め利用者が認識できるように明示する義務を負う。
- ⑦利用期間を過ぎた電子商品券は受け取りを禁止する。
- ⑧加盟店による不正請求を防止する措置を可能な限り講じること。
- ⑨利用者による不正利用を防止する措置を可能な限り講じること。
- ⑩利用者の登録マニュアル及び登録マニュアルを示した動画等を作成すること。
- ⑪加盟店の登録マニュアル及び登録マニュアルを示した動画等を作成すること。

5. 業務の内容

電子商品券事業の企画・運営をはじめ、システム構築、販売、データ管理、その他関連する事項を含めた一連の事業を委託するものである。また、本事業実施用に導入した仕様のアプリの所有権は実行委員会及びそれを組織する恵那商工会議所、恵那市恵南商工会及び恵那市に帰属する。なお、機能要件の詳細は別紙1に記載の通りとする。

(1) 電子商品券の発行

- ①電子商品券の発行、流通、決済、管理が可能なシステムを構築すること。また、システムの保守・運用を適切に行うこと。
- ②実行委員会が必要とするデータが随時確認できること。
- ③セキュリティ対策を十分に行うこと。
- ④不測の事態に備え、各種データは常にバックアップ処置を講ずること。

(2) 電子商品券の申込、販売、購入、取引、管理

- ①購入申込みの際に抽選に対応できるシステムであること。
- ②実行委員会に対し、必要に応じて申込者に係る情報を電子データにて提供すること。
- ③実行委員会による申込者情報の精査結果に応じて、購入対象者及び各対象者の購入上限金額を決定すること。
- ④購入対象者確定後は、購入期間開始日までに全対象者へ購入を促すメール又はアプリによるプッシュ通知等を行うこと。
- ⑤追加販売にも対応すること。
- ⑥電子商品券の購入は、クレジットカード決済等とすること。
- ⑦実行委員会の指定する購入期間を設定できること。
- ⑧購入期間中、購入をしていない方に対して、権利失効前に最低2回はメール又はアプリによるプッシュ通知等を行うこと。
- ⑨残高がある利用者に対して、最低2回はメール又はアプリによるプッシュ通知等を配信できること。
- ⑩赤券及び青券の発行を可能にすること。
- ⑪赤券及び青券の残高をそれぞれ表示でき、各券どちらを使用するか選択できること。

(3) 加盟店の登録

- ①実行委員会は、加盟店舗の募集を行い、加盟店舗に係る情報を受託者に対し速やかに電子データにて提供する。
- ②電子商品券についての説明会を恵那商工会議所及び恵那市恵南商工会にて開催すること。（非対面参加も可能とすること）

(4) 電子商品券の売上振込

各加盟店の振込に関して、月に3回電子商品券の売上金額の振込日を設けることとする。

6. 将来的な発展性、拡張性

継続的な地域経済活性化及び地域 DX 推進のため、恵那市や地元経済観光団体が使用するアプリやウェブサイトとの連携が容易であり、地域通貨や行政ポイント等の発行や流通を実現するための拡張性を持つシステムとすること。

7. 成果物等の提出

商品券事業が完了した後、業務完了報告書1部を実行委員会へ提出すること。

## 別紙1

### 1. システムの機能要件

#### (1) アプリ機能

- ①アプリの操作により、システムに以下の利用者の属性情報の登録ができること。
  - (ア) 氏名
  - (イ) 住所（郵便番号含む）
  - (ウ) 年齢
  - (エ) 性別
  - (オ) 電話番号
  - (カ) メールアドレス
  - (キ) 購入セット数（購入額）
  - (ク) アカウント名及びパスワード
  - (ケ) 在勤者の勤務する事業所名等（市外の住所を入力した場合は、必須入力とすること。）
  - (コ) その他事業運営にあたり必要な情報
- ②登録した利用者の情報が紐づく一意な ID を自動で発行できること。
- ③アプリは、利用者側端末のカメラにより加盟店に設置された QR コードを読み取り、利用金額を入力することで決済処理ができる MPM と、加盟店側端末のカメラで利用者側端末が提示した QR コードを読み取り、利用金額を入力することで決済処理ができる CPM の双方に対応していること。
- ④アプリ上で、加盟店検索が出来ること
- ⑤アプリ上で、電子商品券の利用履歴が確認できること。
- ⑥アプリ上で、問合せができること。
- ⑦アプリ上で、アンケートやクーポンの配信、プッシュ通知等ができること。

#### (2) 管理者向け管理画面（実行委員会向け、加盟店向け）に関する機能

- ①管理者向けと店舗向けの利用権限があること。
- ②加盟店舗毎の売上管理ができること。
- ③店舗についての以下の情報を登録できること。
  - (ア) 店舗・事業所名
  - (イ) 店舗・事業所の所在地（郵便番号含む）
  - (ウ) 電話番号
  - (エ) メールアドレス
  - (オ) 業種（産業分類中分類）
  - (カ) 換金振込先情報
  - (キ) 営業時間・定休日
  - (ク) 受付番号（自動付番）
  - (ケ) アカウント名及びパスワード
  - (コ) その他事業運営にあたり必要な項目
- ④加盟店が自店舗の取引実績を確認できること。
- ⑤各店舗で毎日の取引実績が確認できること。
- ⑥管理者権限で取引のキャンセル等ができること。

### (3) システムの非機能要件

#### ①アプリケーション

- (ア) iPhone 端末の場合は「App Store」、Android 端末の場合は「Google Play」から無料でアプリのダウンロードができること。
- (イ) 実行委員会独自の名称をストア上でのアプリ名称として設定できること。
- (ウ) 実行委員会独自のデザインをアプリに設定できること。
- (エ) アプリの管理においては、「APP Store」及び「Google Play」への登録申請から配信までの一連の手続きを行うこと。
- (オ) 対応OSについては、Android：6.0以降（可能な限り古いバージョンに対応すること）、iOS：12.0以降（可能な限り古いバージョンに対応すること）とすること。
- (カ) 「App Store」及び「Google Play」からアプリケーションをインストールすることができる QR コードを実行委員会が指定する日までに納品すること。

#### ②可用性

- (ア) 本システムを構成する機器（利用者及び店舗用の端末除く）については、冗長化した構成とし、単一のサーバ、ネットワーク機器、電源装置等のハード障害の際にも継続して稼働できること。
- (イ) システム稼働率：99%以上とすること。（計画停止期間等は除く）
- (ウ) 定期的にシステムのバックアップを取得すること。また、バックアップは、復旧作業の際に支障をきたさない頻度での取得すること。

#### ③セキュリティ

- (ア) システムを構成するサーバにおいては、ウイルス対策ソフトウェアを導入していること。また、当該ソフトウェアについては随時更新を実施していること。
- (イ) ネットワークセキュリティ用の製品（FW、IPS、IDS、UTM、WAF 等）を導入し、通信のセキュリティ対策を実施すること。
- (ウ) アプリケーションとサーバ間の通信については、暗号化を実施すること。
- (エ) ユーザーがアプリケーションへのログインを行う際には、パスワード以外のより強固なセキュリティ対策を合わせて実施すること（SMS による二段階認証等）
- (オ) 管理画面にログインする際に、IP 制限を施すことができること
- (カ) サーバを設置するデータセンターの設置場所は、日本国内とすること。

#### ④購入手数料

本件に係る見積書には、購入金額に対して割合の最も高い決済方法のみで電子商品券が完売した場合の購入手数料を含むこと。